

文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱</p> <p>15 文福育第 1599 号平成 16 年 3 月 31 日 17 文福育第 1866 号平成 18 年 3 月 15 日一部改正 18 文男保第 1092 号平成 19 年 1 月 9 日一部改正 18 文男保第 1550 号平成 19 年 3 月 30 日一部改正 28 文子幼第 915 号平成 28 年 4 月 1 日一部改正 <u>2021 文子幼第 号令和 年 月 日一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 2 条【略】</p> <p>（構成）</p> <p>第 3 条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 11 人以内をもって組織する。</p> <p>（1）アスベスト疾患に精通している疫学・<u>リスク学</u>関係者 <u>2</u>人 （2）アスベスト疾患に精通している医師 2 人 （3）文京区内の医師会を代表する者 2 人 <u>（4）弁護士</u> <u>1</u>人 <u>（5）臨床心理士・公認心理師</u> 1 人 <u>（6）アスベストNPO</u>を代表する者 1 人 <u>（7）園児又は保護者</u>を代表する者 2 人</p> <p>2 区長は、委員全員の推薦を受けた者のうちから委員の委嘱を行うものとする。</p> <p>3 委員長は、委員の互選によって定めることとし、専門委員会を総括する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ</p>	<p>文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会設置要綱</p> <p>15文福育第1599号平成16年3月31日 17文福育第1866号平成18年3月15日一部改正 18文男保第1092号平成19年1月9日一部改正 18文男保第1550号平成19年3月30日一部改正 28文子幼第915号平成28年4月1日一部改正</p> <p>第 1 条～第 2 条【略】</p> <p>（構成）</p> <p>第 3 条 専門委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員 11 人以内をもって組織する。</p> <p>（1）アスベスト疾患に精通している疫学関係者 3 人 （2）アスベスト疾患に精通している医師 2 人 （3）文京区内の医師会を代表する者 2 人 （4）臨床心理士 1 人 （5）アスベストNPOを代表する者 1 人 （6）園児又は保護者を代表する者 2 人</p> <p>2 区長は、委員全員の推薦を受けた者のうちから委員の委嘱を行うものとする。</p> <p>3 委員長は、委員の互選によって定めることとし、専門委員会を総括する。</p> <p>4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。</p>

委員長が指名する委員がその職務を代理する。

第4条～第5条【略】

(部会)

第6条 委員長は、園児又は保護者からのアスベストに係る相談及び医学的事項について検討するため、専門委員会に部会を設ける。

2 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長の職にある者
- (2) アスベスト疾患に精通している医師 2人
- (3) 文京区内の医師会を代表する者 2人
- (4) 臨床心理士・公認心理師 1人

第7条～第10条【略】

付 則

第4条第1項の規定にかかわらず、施行日後最初に委嘱された委員の任期は、4年とし、6人までの委員は、2年を限度として再任されることができる。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(部会)

第6条 委員長は、園児又は保護者からのアスベストに係る相談及び医学的事項について検討するため、専門委員会に部会を設ける。

2 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長の職にある者
- (2) アスベスト疾患に精通している医師 2人
- (3) 文京区内の医師会を代表する者 2人
- (4) 臨床心理士 1人

第7条～第10条【略】

付 則

第4条第1項の規定にかかわらず、施行日後最初に委嘱された委員の任期は、4年とし、6人までの委員は、2年を限度として再任されることができる。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。